

# 民主化闘争情報

No. 818  
2011年2月24日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

2月21日の衆議院予算委員会で自民党の平沢勝栄議員が質問に立ち、JR総連からの献金問題や浦和電車区事件、田城郁参議院議員の問題など多岐にわたって、政府の見解を問い質した。

## 衆議院予算委員会で追及が続くJR総連革マル問題vol.3

### 枝野長官「あらぬ疑いをかけられるのは心外なので献金は頂かない」

今号では前号に引き続き、JR総連からの献金問題などに関係する質疑の概要を掲載する。なお、今回の質疑はインターネットの「衆議院TV」において動画を閲覧することが可能である。

(平沢議員) 総理はJR総連から献金を貰っているんですか、いないんですか。

(菅内閣総理大臣) 2009年に一度だけ20万円支部にいただいております。

(平沢議員) これは、総理、返すおつもりはありませんか。

(菅総理) この労働組合は連合加盟の労働組合で、私も連合の皆さんとはきちんとしたお付き合いをしております。そうしたことも含めて応援の気持ちで寄付をいただいたと思っておりますので、返すという予定はありません。

(平沢議員) 官房長官は1996年から2009年までこの組合から794万円受け取っているんですね。官房長官、前に答弁されました、これは受け取ったけど、今後は「李下に冠を正さず」ということで、今後は献金を受けないとおっしゃいました。この「李下に冠を正さず」とはどういう意味なんですか。

(枝野官房長官) 昨年5月の質問主意書で答えをしたように、当該組合と決してイコールではありませんけれども、当該組合の中にそうした方がいるということは、内閣としても認識しているところでございますので、そうした方との関係の疑いを持たれるのは本意ではありませんので、従って、今後はそうしたことについてお申し出があったとしてもお断りしようということを申し上げたところでございます。



(平沢議員) JR総連の前委員長はこう言っているんですよ。2月4日にJR総連の中央委員会が開かれたんです。ここで何と言っているかという、「何とかという官房長官、何とも情けないことに、我々が応援している何とかという官房長官が『李下に冠を正さず』などと証言したのである。つまり、疑わしいところからは、今後、金をいただきます、というということを証言したのである。許し難い行為である。民主党などに今後抗議していかねばならない」と。これを来賓として来たJR総連の前委員長が言っているんです。だから返せないんじゃないんですか。

(枝野長官) 私が当該組合と必ずしも特別な関係ではないということについて、今、そちらからお話をいただいて、たいへんありがたいと思っておりますが、私は従来から自分の政治姿勢、政治信念に基づいた行動をとってきておりますので、特定の団体に影響を受けるようなことは、一切を受けずにやってきております。なおかつ、これまでいただいた政治献金等については、政治資金規正法に基づいて、当該連合加盟の適法に存在する団体から適切な範囲内でいただいたものでありますので、それをお返しする必要はないと思っておりますが、今後については、あらぬ疑いを掛けられるのは心外ですのでいただかない、ということでございますので、決して矛盾するものではないと思っております。



今回の質疑に関しては、2月22日の朝日、読売、産経各紙が報道するなど、マスコミも高い関心を示している。平沢議員は、「これからも引き続き質問を続けさせて頂きたいと思う」と述べて、質問を終えたように、「JR総連への革マル派浸透問題」に対する追及が止む気配は見えない。

民主党は自浄能力を発揮し、JR総連との関係を清算すべきである！

# 民主化闘争情報

No. 820  
2011年4月1日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

JR東日本ユニオンの栗原孝氏（前・松戸車掌区指導助役）がJR東日本会社を相手に起こした「訓告処分無効確認等請求事件（松戸車掌区事件）」で、原告側は3月29日、東京高裁に準備書面（控訴理由）を提出した。

## 松戸車掌区事件で東京高裁に控訴準備書面を提出！ 訓告処分は合理的理由を欠き是認できない！

栗原孝氏は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とするJR東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行った。

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は、判決を不服として直ちに控訴し、3月29日、準備書面（控訴理由）を東京高裁に提出した。なお、第1回口頭弁論の期日は5月17日に指定されており、今後、控訴審で逆転勝訴をめざして闘っていくものである。

準備書面の内容は以下のとおりである。

### ○本件訓告処分

本件訓告処分の処分事由たる非違行為は、控訴人が複数の社員から「酒気帯びを指摘されて、勤務の一部を欠いたこと」であるところ、控訴人は、本件添乗勤務において「酒気帯び」ではなかったから、本件訓告処分は「客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない」ものとして、違法、無効というべきである。

### ○本件帰宅指示の必要性

松戸車掌区長が控訴人に対してした帰宅指示は、就業規則19条1号の要件を充足しないものであり、控訴人は、同区長の指示に従って帰宅したに過ぎないから、これによる欠勤を理由に訓告処分をなすことは許されない。

### ○賃金控除

本件帰宅指示は、就業規則19条1号の要件を充足しないものであり、控訴人は同区長の指示に従って帰宅したに過ぎず、その指示による欠勤は控訴人の責に帰すべき事由によるものとするのでないものであるから、賃金を控除すべき理由はない。

### ○損害賠償

本件訓告処分は、処分すべき非違行為がないのになされたものであり、控訴人の名誉、信用を違法に侵害したものであり、不法行為に該するから、相応額の慰謝料が支払われるべきである。

### ○出向命令

本件出向命令は適法になされたものであって権利の濫用とは認められないとする原判決の判示は誤りであり、本件出向命令も無効かつ違法なものと認めるべきである。

# 民主化闘争情報

No. 829  
2011年8月11日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

東労組は6月の大会で、「一切の組織破壊攻撃を粉碎し、『えん罪・JR浦和電車区事件』上告審勝利、職場活動の規制・排除を許さず、全ての裁判闘争を完全勝利し、組織を強化・確立しよう！」などと勇ましい方針を掲げては見たものの、大会以降、裁判闘争は連戦連敗の有り様である。

## 『小説労働組合』訴訟敗訴、都労委申し立て棄却！ 裁判闘争で連戦連敗！意気消沈の東労組！

JR総連、東労組および松崎明東労組元会長が、福原福太郎JR総連元委員長を相手に損害賠償を求めて、2008年12月に提訴した『小説労働組合』訴訟の判決が、6月13日に東京地裁で言い渡された。「損害賠償請求権は時効により消滅した」として、原告らの請求をいずれも棄却するというJR総連・東労組全面敗訴の判決であった。

この事件は、2005年6月頃、福原氏が「谷川忍」の筆名で『小説労働組合』を執筆、発行し、各方面に配布・販売・郵送するとともに、図書館に寄贈するなどして、モデルとされた原告らの名誉・信用を毀損したというものである。裁判所は、争点となった「消滅時効の成否」について以下の判断を下し、原告請求を事実上の「門前払い」とした。

原告らは、本件書籍を被告の知人に配布する行為と、図書館に寄贈する行為は別個の不法行為を構成するところ、被告による本件書籍の図書館への寄贈について原告らが認識したのは2008年11月20日であるから、同日を消滅時効の起算点とするべきであると主張する。

しかしながら、被告は、本件書籍を広く一般に読んでももらいたいとの意図から、自費で3000部を印刷・製本し、知人への配布と図書館への寄贈を行ったものであり、かつ、これらはいずれも本件書籍が刷り上がった直後の2005年6月から7月にかけて、同時並行的に行われていたと認められる。そうすると、知人への配布行為と図書館への寄贈行為は、1個の意思に基づきなされた一連一体の行為の一部を構成するものであったといえる。

本件においては、原告らは、いずれも2005年8月下旬までに本件書籍の概要及び筆者が被告であることを認識したものであり、本件書籍に対する原告JR東労組の対応や関係者の言動にも照らせば、その頃までに本件書籍が不特定多数の者が優に閲覧し得るほどに広く配布されたことを知ったものと認められる。すなわち、原告らは2005年8月下旬までに、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に加害者とその行為の概要を認識し、損害の発生を現実に認識したものと認められる。

そうすると、被告による本件書籍への頒布により原告らに対する不法行為が仮に成立したとしても、2005年8月下旬から3年間、原告らは被告に対する不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使しなかったのであるから、同請求権は、被告の消滅時効の援用によって、いずれも時効により消滅したというべきである。

## 「安全キャラバン事件」でも労働委員会が東労組の救済申し立てを棄却！

さらに6月29日には、東労組が、本社安全キャラバンにおける会社常務の発言（「社長のやったこと（浦和電車区事件の被告6名に対する懲戒解雇処分）に対して、異を唱えるのであればそれなりの覚悟をして唱えていただきたい」）を不当労働行為であるとして、2008年6月に東京都労働委員会に救済を申し立てていた事件で、都労委は東労組の救済申し立てを棄却する命令を交付した。

都労委は、浦和電車区事件で発生した職場での脅迫・強要行為は、職場の安全確保に関わる事柄であり、事件にまつわる発言は安全キャラバンの趣旨から逸脱していないとして、組合運営に対する支配介入には当たらないと判断した。まさに、労働委員会においても浦和電車区事件の本質について理解が浸透している証左と言える。

事件を「えん罪」などと主張しているのは、JR総連・東労組だけなのだ！

# 民主化闘争情報

No. 830  
2011年8月18日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

JR東日本ユニオンの栗原孝氏(前・松戸車掌区指導助役)がJR東日本会社を相手に起こした「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の控訴審判決が8月18日、東京高裁で言い渡された。原告の控訴を棄却する不当判決であった。

## 松戸車掌区事件控訴審で東京高裁が不当判決！ 事実認定に應えることなく一審判決に追随！

栗原孝氏は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は、会社の主張を一方的に認めた判決を不服として直ちに控訴し、第1回口頭弁論が5月17日、東京高裁で行われ、弁論終結となり結審となった。

東京高裁は、今回の控訴棄却にあたって、以下の判断を下している。

○控訴人は、H車掌、Y車掌及びS車掌が「酒臭がした」と報告したとの事実を認めるべき証拠はなく、原審の認定は誤っていると主張するが、控訴人の主張は、次のとおり理由がない。

酒臭は、環境や感知者の感知能力、さらには、その身体的及び心理的状況などの影響を受けるのであるから、酒臭を感知しない者がいたとしても、酒臭がなかったことの根拠となるものではない。

本件では、控訴人が添乗指導をした被指導車掌5名のうち3名が控訴人に酒臭がした旨を申告しているのであり、かつ、控訴人の前夜における酒量もこのことと矛盾しないのであるから、原審が何らの根拠もなく、控訴人の主張を排斥したものではない。そして、これらの申告があったことにより上記3名が控訴人に酒臭がすると現実に感知したと認めることに違法はない。

○控訴人は、本件出向命令は無効かつ違法なものであり、本件出向命令は適法に行われたものであって権利の濫用とは認められないとする原審の判断は、誤りであると主張するが、控訴人の主張は、次のとおり理由がない。

控訴人は、原審が、本件出向命令はJR東労組の意向に配慮してされた不当なものであるとの控訴人の主張に対し、「これを認めるに足りる証拠はない」と判示する点について、東労組が、正当な理由もなく控訴人を執拗に敵視していた状況下で、平成20年8月12日、S区長は、「組合(東労組)は、(栗原)指導助役の訓練は受けられないと言っている」あるいは「分会が、そんな酒気帯び助役の訓練は受けられないと言っている」などと言い、「こうなってしまったからには、この職場はやりにくいだろう。転勤を早急に実現したい」と述べ、被控訴人が東労組の意向を配慮して控訴人を松戸車掌区から他に異動させるつもりであることを明言していると主張する。

しかし、S区長が上記のような発言をしたことが事実であるとしても、職場において控訴人が置かれた状況を述べたものと理解することが可能であって、直ちに本件出向命令が東労組の意向に配慮してされたことを裏付けるものとはいえない。原判決が判示するとおり、控訴人の主張は、憶測の域を出るものではないというべきである。

# 民主化闘争情報

No. 831  
2011年9月8日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

本日発売の『週刊新潮』に「史上最低の『山岡国家公安委員長』の革マルと裏金要求」と題する記事が掲載された。同記事は、JR総連・東労組への革マル派浸透問題に触れたうえで、革マル派を監視する立場にある国家公安委員長としての山岡議員の資質に疑問を呈している。

## 『週刊新潮』が山岡国家公安委員長の資質に疑義！ JR総連革マル浸透問題にいかなる見解を示すのか？！

『週刊新潮』(9月15日号)は、野田内閣発足を受け、「『ガン細胞』が見つかった『野田どじょう内閣』身体検査」と題する特集を組み、そのトップ記事で、山岡国家公安委員長とJR総連・東労組との関係について、以下のように厳しく問い質している。

「よかったな」。国家公安委員長の座を射止めた山岡賢次氏(68)に、小沢一郎元代表はこう言ったという。だが、この抜擢人事、国民や警察組織にとってはちっともよくなかった。とりわけ警察官僚が「史上最低」と嘆いているのである。革マルとの浅からぬ因縁、そして裏金要求の過去を持つ山岡氏の本性を紹介する。まずは、革マルとの関係について。

＜全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)及び東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している＞

昨年5月11日、当時の鳩山内閣はこんな政府答弁書を出している。すなわち、JR総連(以降、総連)とその傘下のJR東労組(以降、東労組)は、破壊活動防止法の調査対象とされてきた、極左暴力集団の革マルと“縁深い”団体であることを、政府が公式に認めたわけだ。

そんな“革マル浸透組織”の総連ならびに東労組と、山岡氏は極めて親密な関係にある。彼が代表を務める民主党栃木県第4区総支部の収支報告書には、一昨年、それぞれから30万円、計60万円の寄付がなされた旨が、臆面もなく記載されているのだ。しかも、「山岡氏は年に数回、賢友セミナーという資金集めのパーティーを開いているんですが、1口2万円のパーティー券を総連や東労組に買ってもらっています」と明かすのは公安関係者。「彼は栃木4区で自民党候補に連戦連敗し、比例での復活を繰り返してきた。選挙に弱い彼にとって、組合員だけで7万の票を持つとされる総連ほどありがたい存在はないんです。どんな組織か分かっていながら、票とカネ目当てに付き合っているんでしょう」

実際、先の寄付に加えて、2006年から10年までの賢友セミナーに関する“内部資料”によると、総連と東労組は5年間であわせて208万円分ものパーティー券を購入している。これだけ、お世話になっていけば、山岡氏のほうも総連と東労組の肩を持つであろうことは当然予想されるが、案の定……。

2005年12月、警視庁公安部が業務上横領の容疑で総連や東労組の本部などへの家宅捜索を実施したことがあった。その9日後のことだった。「野党第一党の民主党の議員がヒアリングと称して、衆議院第2議員会館の第3会議室に警察庁の警備局公安課極左対策室長らと呼ばつけた。このヒアリングに呼び掛け人の一人として出席した山岡氏は、家宅捜索に関して、“横領事件の捜査の中身(詳細)は言えないのか”“あまりにも自己中心的な捜査”などと、総連と東労組寄りの発言を繰り返しました」(同)

こんな人物が、革マルを監視すべき警察行政の要である国家公安委員長に据えられるとは、世も末のブラックジョークと嗤う以外にあるまい。

さらに、同記事の中で、初代内閣安全保障室長で、警察庁警備局OBの佐々淳行氏は、「普通は、大臣を決める前に身辺調査をするもんじゃないですか。民主党は最も相応しくない人に国家公安委員長のポストを与えてしまいましたね。国会で、自民党から追及されるのは目に見えています」と指弾している。

JR総連推薦議員懇談会の代表世話人を務める山岡国家公安委員長は、果たして、JR総連・東労組への革マル派浸透を断定した政府見解を踏襲するのであろうか？

# 民主化闘争情報

No. 832

2011年9月20日

発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

自民党の佐藤勉衆議院議員(元国家公安委員長)は9月13日、「JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書」を横路衆議院議長に提出した。佐藤議員が「JR総連革マル派浸透問題」について質問主意書を提出するのは、昨年4月、10月に続いて三度目となる。

## JR総連革マル派浸透問題で質問主意書が提出！ —野田内閣の見解を問うとともに、取り組み強化を求める—

昨年4月に佐藤議員が提出した質問主意書に対して、鳩山内閣は「JR総連およびJR東労組内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している」とする答弁書を閣議決定した。

さらに、第22回参議院選挙においてJR総連出身の田城郁氏が民主党公認で当選するという事態を受けて、佐藤議員は10月、再び「JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書」を提出し、「政府としては、革マル派の動向に重大な関心を持ち、革マル派の実態解明に努める」とする答弁書が閣議決定された。

今回の質問主意書は、野田内閣発足をを受けて、あらためて政府に「JR総連革マル派浸透問題」に対する見解を問い質したものである。主意書の内容は以下のとおり。

私は昨年4月27日に「革マル派によるJR総連及びJR東労組への浸透に関する質問主意書」(質問第430号)を提出した。これに対して、鳩山内閣は5月11日、革マル派の社会的な危険性を指摘し、「JR総連(全日本鉄道労働組合総連合会)及びJR東労組(東日本旅客鉄道労働組合)内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している」などとする答弁書(内閣衆質174第430号)(以下「前回答弁書」という。)を閣議決定した。また、第175回臨時国会の昨年8月3日の衆議院予算委員会における答弁で、中井洽国家公安委員会委員長は「私どもは、JR総連、JR東労組と革マル派の関係については、革マル派が相当浸透していると認識しているのは事実でございます」と改めて明言した。

政府が現在も「共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団」と認定する革マル派が、JR総連及びJR東労組内に相当浸透しているという事実は、わが国の治安維持の観点から、決して看過することのできない深刻な問題である。政府においては、JRという公共交通機関の労働組合に、過激派・革マル派が浸透している事態を看過することなく、国の治安維持のために取り組みを強化すべきであると考えます。

以上の認識に立ち、内閣が交代したことを踏まえ、あらためて以下質問する。

一 革マル派については、前回答弁書によれば、「日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派(以下「革マル派」という。)は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、これまでも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和47年法律第17号)違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしている。革マル派は、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」という。)及び東日本旅客鉄道労働組合内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している。今後も、革マル派は、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っていくものと見られる」と回答しているが、その見解は今でも変わらないか。

同問題は、JR総連推薦議員懇談会代表世話人の山岡賢次衆議院議員が国家公安委員長に就任したことを受けて、前号でも既報のとおり、『週刊新潮』や『週刊文春』などマスコミが大々的に取り上げている。近く閣議決定される政府答弁書の内容が大いに注目される。

# 民主化闘争情報

No. 834  
2011年9月27日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

9月18日午前8時頃、北海道小樽市の沖合で、12日から行方不明となっていたJR北海道の中島尚俊社長が遺体で発見された。5月の石勝線脱線炎上事故以降の相次ぐトラブル発生などを苦にした自殺と見られている。

## JR北海道社長自殺の背後に36協定問題も？ 組合自らのチェック機能を不問に付し会社を攻める北鉄労！

JR北海道は、9月18日、以下の中島社長の社員宛て遺書を公表した。

毎日、それぞれの持ち場で、安全輸送、接客、収入確保、経費節減に取り組んでいただき有り難うございます。この度の36協定違反では、長期間にわたって協定に違反する事態が発生しており、社員の皆さんに多大なご迷惑をおかけしたことを、お詫びいたします。現在、5月27日の脱線火災事故を反省し、全社をあげて企業風土の改善などに取り組んでいる時に、真っ先に戦線を離脱することをお詫びいたします。当社は、年間に日本の人口とほぼ等しい、1億3000万人の方にご利用いただいています。これだけ多くのお客様の尊い人命をお預かりしているという事実を認識し、「お客様の安全を最優先にする」ということを常に考える社員になっていただきたいと思います。長い間のご支援、ご協力ありがとうございました。

### 【遺書で触れられている「36協定違反」とは？】

7月8日に札幌中央労働基準監督署が、平成23年4月及び5月のJR北海道本社計画部門における時間外労働についてサンプリング調査したところ、1名が36協定の特別条項で定める労働組合との協議を行わずに、1ヶ月45時間の上限を超える時間外労働をさせており、36協定に違反し、労働基準法違反であるとして7月21日に是正勧告を受けた。その後の社内調査の結果、今年度を含む過去3年間で延べ約450名の違反が発生していた。

### 非常事態にあるにも関わらず会社を徹底追及する北鉄労！

JR北海道は、5月に発生した石勝線脱線炎上事故以降、社内あげて事故の再発防止に懸命な対応を行ってきた。9月16日には、失踪した中島社長に代わり小池明夫会長が、国土交通省から受けた事業改善命令に対する改善措置報告書を同省に提出した。

このような非常事態ともいえる状況の中、36協定問題をめぐって、会社を徹底的に攻め立ててきたのが北鉄労である。札幌中央労基署による是正勧告以降、北鉄労は機関紙などで以下のように会社の責任を一方的に追及してきた。

「コンプライアンス無視の会社！労基署から是正勧告されるまで組合には一切知らせず！不正な時間外労働が常態化か？」(『Faxひびき』8/19)

「国土交通省からの業務改善命令に続き、今度は労働基準監督署から是正勧告と指導！どうなっているんだ？この会社！」(『Faxひびき』8/24)

「社員にコンプライアンスを求める会社が法律に違反！これが問われている体質か?!結んでも守る気のない36協定なら、締結する必要はない！4月、5月と36協定に違反しているにもかかわらず、組合を無視し続けた会社の姿勢は許されない！協定無視は組合無視の現れ！協定を無視し、社員に不法業務を強いる会社を許すな！」(『Faxひびき』8/29)

### 事故再発防止にむけ奮闘する社員の心情を逆なでする北鉄労！

北鉄労は会社を徹底糾弾しているが、組合自らの時間外労働に対するチェック機能はどうなっていたのか？そもそも不可解なのは、4月以降の協定違反を見過ごしてきた北鉄労が、なぜ、この時期に会社に対して攻勢の姿勢に転化したかということだ。

想起されるのは、浦和電車区事件一番有罪判決を受けて、2007年7月に東労組が36協定締結を人質に取って、JR東日本に対して牽制・揺さぶりを企図した事象である。まさに、「いつかどこかで見た風景」である。中島社長の心労はいかばかりであったことだろうか？

# 民主化闘争情報

No. 835  
2011年9月29日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

野田内閣は、9月27日、自民党・佐藤勉衆議院議員が提出した「JR総連及びJR東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書」に対する政府答弁書を閣議決定した。

## 野田内閣もJR総連・東労組への革マル派浸透を認める！ 山岡国家公安委員長は革マル派の実態解明に努めるべき！

閣議決定された政府答弁書の内容は次のとおりである。

衆議院議員佐藤勉君提出 JR 総連及び JR 東労組への革マル派の浸透に関する質問に対する答弁書

### 1 について

先の答弁書（平成 22 年 5 月 11 日内閣衆質 174 第 430 号）1 から 4 まで及び 6 についての第一段落で述べた見解に変わりはない。

ここで言う先の答弁書の見解とは以下の内容である。

日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（以下「革マル派」という。）は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、これまでも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和 47 年法律第 17 号）違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしている。革マル派は、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないように党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR 総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している。今後も、革マル派は、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っていくものと見られる。

このように野田内閣は、①革マル派が党派性を隠し労組等に浸透していること、②JR 総連・東労組に影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していること、③今後も革マル派が組織拡大に重点を置き、党派性を隠して労組等各界各層への浸透を図っていくと見ていること、との認識をあらためて示した。質問主意書とは国会法第 74 条に基づき国会議員が内閣に対し質問する際の文書のこと。これに対する政府答弁書は、閣議決定のうえ、内閣総理大臣名で衆参議長に送付される。つまり、内閣の公式見解である。

## 山岡国家公安委員長もJR総連・東労組への革マル派浸透を認める！

野田内閣には JR 総連推薦議員懇談会の代表を務める山岡賢次衆議院議員が国家公安委員長として入閣している。当然、山岡委員長も9月27日の閣議に出席したうえで、今回の政府答弁書が決定されている。ということは、山岡委員長も「JR 総連・東労組に影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透している」ことを認めたことになる。

国家公安委員長とは革マル派など極左暴力集団を監視すべき立場にある。その人物が「革マル派活動家が相当浸透している」JR 総連の推薦議員懇談会代表を務めているとはブラックジョーク以外の何物でもない。

山岡国家公安委員長は、自らの職責として、革マル派の動向について重大な関心を払い、同派の実態解明に努めるべきである。

# 民主化闘争情報

No. 840  
2011年10月26日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

10月21日、「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の訴訟代理人が、最高裁に「上告理由書」および「上告受理申立理由書」を提出した。両「理由書」の提出を受けて、今後、最高裁が上告理由に当たるか否か判断することになる。

## 松戸車掌区事件で最高裁に「上告理由書」を提出！ 原判決は最高裁判示に反するものであり破棄すべき！

JR東日本ユニオンの栗原孝氏(前・松戸車掌区指導助役)は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

一審では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告請求を棄却する判決を言い渡すとともに、東京高裁も8月18日に原告控訴を棄却し、一審判決に追随した。最高裁は、今回の両「理由書」の提出を受けて、上告理由に当たる(1. 高裁判決に最高裁の判例と相反する判断がある場合、2. その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる場合)か否か判断することになる。

「上告理由書」の要点は以下のとおりである。

### ○本件訓告処分の理由とした非違行為の特定について

原判決は、「複数の車掌が実際に上告人(栗原氏)の酒臭を感じたものと認めるのが相当である」と判示し、この事実を対象として本件処分の効力を検討し肯認した。しかし、被上告人(JR東日本)は、本件処分の理由とした非違行為は「(上告人が)前日深夜まで飲酒したことを原因として、本件添乗指導を受けた複数の職員から酒臭を指摘された上、勤務打ち切りを通告されて勤務の一部を欠くに至った」ことであると主張しているうえ、「(本件処分)発令」には「複数の社員から酒気帯びを指摘され、勤務の一部を欠いたこと」と記載されているのであるから、原判決が、被上告人の上記主張及び「発令」の記載に従わず、「発令」の意味として自ら理解したところを非違行為と特定、認定して、その効力を判断することは、弁論主義の見地及び処分の効力はその処分の理由とされた非違行為を対象として判断すべきであるとする最高裁判所が判示したところ(最高裁平成8年9月26日判決)に反するものである。

### ○本件添乗指導時における酒臭の認定について

第一審判決は複数の被指導車掌が実際に原告の酒臭を感じたものと認めるのが相当である」との判断を示し、原判決は上記判示を肯認した。ところが、実際には、第一審判決も原判決も上告人が「酒臭をさせていた」ことを認めるべき証拠を摘示していないことから明らかであるが、上告人が「酒臭をさせていた」ことを認めるべき証拠はまったくない。しかるに、原判決は、同車掌らが「実際に酒臭を感じた」と認定したうえで、その認定を否定すべき事実として上告人が指摘した各事実を無視し、または、理由を付して排斥したが、すでに述べたとおり、いずれも理由のないものであり、同車掌らが「実際に酒臭を感じた」との認定、判断は明らかに証拠に基づかず、証拠上認められる事実を無視したものであるべきであるから、原判決の判示には審理不尽、理由の不備、食い違いがあるというべきである。

# 民主化闘争情報

No. 844  
2011年12月9日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

12月5日の衆議院予算委員会で自民党の河井克行議員が質問に立ち、JR総連・東労組への革マル派浸透問題について多岐にわたり政府の見解を問い質した。

## 衆議院予算委員会で追及されるJR総連革マル浸透問題Vol.1 山岡国家公安委員長が政府答弁書の閣議決定に介入？

JR総連・東労組への革マル派浸透問題は、今年2月の第177通常国会において、再三にわたり取り上げられ、大きな政治問題となっている。今回の質疑で河井議員は、JR総連推薦議員懇談会の代表を務める山岡賢次国家公安委員長と同労組との関係などを中心に、NHKが全国放映する中、多岐にわたって政府の見解を問い質した。今後の民主党政権による同問題の徹底解明を強く求めたい。

質疑の概要は以下のとおりである。

(河井議員) 山岡大臣は、今までJR東労組の定期大会にお行きになり、来賓挨拶などをされたことはありませんか。

(山岡国家公安委員長) 大臣挨拶はしたことはありません。来賓挨拶はしたことがあります。

(河井議員) 2010年6月13日、東京ベイ幕張ホールでの第26回JR東労組定期大会で間違いありませんね。お答えください。

(山岡大臣) 正確な記憶はありませんが、選挙の応援で行ったというような覚えがあります。

(河井議員) ここにそのメモがあります。ここではこうおっしゃっている。自民党の同僚の栃木4区の佐藤勉さんが提出した質問主意書。その質問主意書というのは、革マル派によるJR総連及びJR東労組への浸透に関する質問主意書であります。これについて先ほどお話があったが、「内閣に対して質問主意書ということを出せることになっているが、これはJRさんへの攻撃であると同時に私への攻撃でもある。そんなことは十分覚悟の上で、この対応についても内閣に対して強く抗議を申し上げた。何をやっているんだと、こう申し上げたら、何となくボンボンボンボン答えていたが、その答えによれば、質問主意書というものはある程度機械的に処理をしており、警察がそれに対する担当としての答えを上げているのだと。しかし、内閣でキチンと把握しているのだろうと、こう申し上げたら、最終的にはその扱う大臣、つまり警察を担当している大臣になるわけだが、特に名前は申し上げないが、西の方にいらっしゃる大臣さんであるわけでございまして、そういうことで今後こういうことは十分に注意するようにと、こういうふうに申し上げた」、と書いてあるんです。内閣の決定、すなわち閣議決定に自分自身が介入した、自分が内閣に対して影響力があることを自慢している発言ですよ。山岡国家公安委員長、ご自分の発言だとお認めになりますね。

(山岡大臣) あの、選挙中にですね、色々なことは話しますが、しかしですね、実際にそのことを政府に圧力をかけるだとか、また影響力を及ぼすというようなことはしておりません。

(河井議員) しからばですね、これ、全くもって、山岡大臣が何も仕事をしていないのに仕事をしたフリをした疑いも出てきたわけですよ、これ。今、予算委員長もしっかりと頷いていらっしゃる。これ、予算委員長の名誉にも関わる問題ですよ。このメモにはちゃんと書いてある。もう一回言いますよ。「その扱う大臣、つまり警察を担当している大臣、特に名前は申し上げないが、西の方にいらっしゃる大臣さんであるわけでございまして、今後そういうことを十分注意するようにと、こういうふうに申し上げておいた」。お答えください。

(山岡大臣) 申し上げた記憶はありません。

(河井議員) ですから、このテープをしっかりとこれちゃんとやってくださいよ。ちゃんと理事会で聞いてください、委員長。理事会で聞いて、私の言っていることが事実なんだから。私の言っていることと大臣の言っていること、どっちが正しいか、キチンと照合していただきたい。

(中井予算委員長) 理事会で協議いたします。